

「NURO スマートライフ」 サービス 重要事項（※特定商取引法に基づく表示）

ご利用にあたっては、本書に記載の事項及び
サービスの解除に関する事項をよくお読みください。

(1) サービス名

「NURO スマートライフ」

(2) サービスの種類

以下の3つのサービスがセットになった、「NURO 光」サービスのオプションサービス

- ①弊社指定の光回線終端装置（ONU）を貸与するサービス
- ②指定 ONU において拡張機能を使用できるサービス
- ③弊社の指定する、弊社または第三者の提供するコンテンツ、サービス等を利用できるサービス

※利用者の使用する端末や OS、環境等に応じて、本サービスの一部または全部の機能が利用できない場合や、内容が異なる場合があります。

※弊社は、弊社の判断により、利用者への通知なく、本サービスの全部または一部を変更、追加または廃止することができるものとします。ただし、弊社は、本サービスの全部を廃止する場合、弊社が適当と判断する方法で事前に利用者に対してその旨を書面、電子メールもしくは NURO アプリにて通知または本サービスのウェブサイト上で告知するものとします。なお、本サービスの全部または一部を変更、追加または廃止することにより発生する損害について、弊社は責任を負いません。

※本サービスの利用者は、本サービスの契約者に限ります。

(3) ご利用料金

月額基本料金 550 円（税込）

事務手数料 5,500 円（税込）

弊社または第三者の提供するコンテンツ、サービス等を利用する場合、別途費用が発生する場合があります。

※本サービスのご利用には、弊社指定のインターネット接続サービスのご契約が必要です。

(4) ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：以下のうち、本オプションサービスの利用に必要な当社規定のコースの支払方法と同じ方法でのお支払いとなります。

1. ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い

2.その他ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が定める支払方法※

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払方法に定める支払時期によります。なお、事務手数料は初回の月額料金とあわせて請求いたします。

(5)サービスの提供時期

お客さまからの利用申込みに基づき、「NURO 光」サービスと同時に申し込みいただいた場合は「NURO 光」の開通日、「NURO 光」サービスが開通済みの場合は ONU の到着日よりご利用いただけます。

(6)サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名 称：ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社

住 所：〒140-0002 東京都品川区東品川 4-12-3

代表者氏名：渡辺 潤

(7)契約不適合がある場合の当社の責任について

上記サービスの提供に関し、当社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額基本料金を上限とします。ただし、弊社の故意または重過失によりお客様に損害が生じた場合は、この限りではありません。

(8)契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」をご確認ください。なお、サービスに関する利用契約の解約又は解除に関する書面のご提出は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご連絡願います。

※契約の解除に関する書面には、「NURO スマートライフ契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

宛名：ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 NURO 事務センター

住所：〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-6-5 テレコミュニケーションビルりらいあコミュニケーションズ(株)内

※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記1に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま（特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客さまは弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

(9)問い合わせ先

■NURO 光 G2T/G2D/G2V/G2 をご利用のお客さま

NURO サポートデスク

電話番号：0120-65-3810

受付時間：9:00～18:00（日曜※、1月1日、2日は除く）

※対応品質向上のため、通話内容を録音させていただいております。

NURO 光 for マンションをご利用のお客さま

NURO マンションサポート

電話番号：0570-099-130 または 03-5796-6255

受付時間 10:00～18:00(1月1日、2日および弊社指定のメンテナンス日を除く)